

特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例 Q & A

No.	項目	質問	回答
1-1	定義 (2条)	自社の製造活動に伴って発生する金属やプラスチックの端材を、他社に売却するために屋外に置いているが、この条例の対象となるか。	製品の製造に伴って副次的に得られたものを、製造業者自らが発生場所(製造工場)に置く場合は、条例第2条第1項第2号の「収集された金属等」に該当せず「特定再生資源」にあたらないため、発生場所での保管は条例の対象外です。 一方、発生場所(製造工場)以外の場所に置く場合は、「収集された金属等」に該当し「特定再生資源」となります。そのため、製造に伴うものを自らの管理の元で置いているとしても、条例第2条第2項の「特定再生資源の保管をする事業」に該当する場合は、条例第8条第1項により許可が必要となる場合があります。 製造事業者が全ての特定再生資源を一時的に仮置きする場合は「保管をする事業」には該当しません。一方、継続して置く場合には「保管をする事業」に該当します。 「一時的に仮置きする場合」の例としては以下のようなものが挙げられます。 ・取引先の営業時間等により、すぐに売却できないものを置く場合 ・取引先との契約書等により、売却時期が明確である場合 「継続して置く場合」の例としては以下のようなものが挙げられます。 ・売却先が不明である場合 ・売却先が決まっても、売却時期が不明である場合
1-2	定義 (2条)	製品の修繕を行い、再使用できない部品等をスクラップとして屋外保管しているが、この条例の対象となるか。	製品の修繕によって副次的に得られた金属等を、修繕業者が自ら発生場所に置く場合も、No1-1の回答と同様に、発生場所(修繕場所)に置く場合は、条例の対象外です。 修繕業者が自ら発生場所(修繕場所)以外の場所に置く場合は、全ての特定再生資源を一時的に仮置きする場合は「保管をする事業」に該当しませんが、継続して置く場合は該当しますので、条例第8条第1項により許可が必要となる場合があります。
1-3	定義 (2条)	製品の解体を行い、再使用できない部品等をスクラップとして屋外保管しているが、この条例の対象となるか。	製品の解体を行う場合、その製品としては既に使用を終了しているため、解体業者が製品を引き取った時点で条例第2条第1項第1号の「使用を終了し、収集された製品」に該当し、特定再生資源となります。そのため、解体を行う事業地で保管をしている場合であっても、条例第8条第1項により許可が必要となる場合があります。
1-4	定義 (2条)	解体工事業者が、現場で発生した金属スクラップやプラスチック類を、他社に売却するため屋外保管しているが、この条例の対象となるか。	土木建築に関する工事に伴い副次的に得られたものを、工事業者が自ら置く場合については、No1-1の回答と同様に、発生場所(工事現場)に置く場合は、条例の対象外です。 工事事業者が自ら発生場所(工事現場)以外の場所に置く場合は、全ての特定再生資源を一時的に仮置きする場合は「保管をする事業」に該当しませんが、継続して置く場合は該当しますので、条例第8条第1項により許可が必要となる場合があります。
1-5	定義 (2条)	解体工事で出た、金属またはプラスチックを含む混合廃棄物を、保管場所に搬入したうえで手作業で分別し、選別した金属や一部のプラスチックを資源や中古資材として売却、残りは産業廃棄物として処分している。 分別後の資源はその日のうちに売却先へ搬出するため、保管を行わないが、許可は必要か。	No.1-1の回答のとおり、土木建築工事に伴い副次的に得られたものを、工事業者が自ら工事現場以外に置く場合は、一時的な仮置きであれば、「保管をする事業」に該当しません。
1-6	定義 (2条)	製造業者が特定再生資源を製造原料として保管している場合は、この条例の対象となるか。	製造事業者が特定再生資源を製造原料として保管している場合は、条例第2条第2項の「自ら原材料として使用するために保管をする」場合に該当すれば、特定再生資源屋外保管業には該当しないため、条例の対象外となります。 条例第2条第2項に該当するか否かについては、No.1-8の回答を参照してください。
1-7	定義 (2条)	「特定再生資源屋外保管業」とは、屋外において、特定再生資源の保管をする事業(保管をし、破碎等をするものを含み、自ら原材料として使用するために保管をするものを除く。)をいうとされている。 原材料として使用する場所(事業地)と別の場所(事業地)で保管するものも、特定再生資源から除くと考えてよいか。	お見込みのとおりです。
1-8	定義 (2条)	以下のような製造を行うため原材料を屋外保管している場合、許可は必要か。 ① 特定再生資源を破碎し、フラフ、フレークを製造する ② 特定再生資源を圧縮梱包する ③ 特定再生資源を溶融し、ペレット、インゴットを製造する ④ ペレットを溶融し、ペレットを製造する(リペレット) ⑤ 銅を機械選別及び破碎し、ナゲット銅を製造する ⑥ アルミを機械選別及び破碎し、精錬原料を製造する	条例第2条第2項により、「自ら原材料として使用するために保管をする」のであれば、条例の対象外です。 この「自ら原材料として使用する」とは、製品の製造に使用することを指しますが、条例第2条第1項により、特定再生資源が破碎され、切断され、圧縮され、又は解体されたものは特定再生資源であり、製品には該当しません。 ① 特定再生資源を破碎したものは特定再生資源であるため、許可が必要です。 ② 特定再生資源を圧縮したものは特定再生資源であり、圧縮梱包も圧縮と同様と考えます。そのため、許可が必要です。 ③ 特定再生資源を溶融したものは製品であるため、許可は不要です。 ④ ペレットは特定再生資源ではないため、許可は不要です。 ⑤ ナゲット銅の製造は破碎だけでなく機械選別も主要な工程と考えられます。機械選別したものは製品であるため、許可は不要です。 ⑥ ⑤と同じく、許可は不要です。
1-9	定義 (2条)	特定再生資源を破碎後、一部は自社でペレット製造に使用し、残りは他社に売却している場合、許可は必要か。	自ら利用しているものは許可不要ですが、他社に売却するもの(自ら利用しないもの)については許可は必要です。なお、両者を区別せずに保管している場合には、全体として許可が必要になります。
1-10	定義 (2条)	アルミニウムの精錬を行っており、原材料の一時保管量がかなりの量となる場合でも、製造業であれば、許可は必要か。	No.1-8の回答のとおり、特定再生資源を精錬したものは製品であるため、「自ら原材料として使用する」に該当し、許可は不要です。
1-11	定義 (2条)	特定再生資源から製造した製品の残りくずは特定再生資源に当たるのか。	No1-1の回答のとおり、製造業者自らが発生場所(製造工場)に置く場合は、特定再生資源には当たりませんが、発生場所以外に置く場合は、一時的な仮置きでなければ特定再生資源に該当します。 なお、残りくずが有価物でない(廃棄物である)場合は、この条例ではなく廃棄物処理法の対象となります。
1-12	定義 (2条)	ペレットやインゴットを製造する際、破碎後に選別された廃棄物は対象か。	廃棄物であれば、この条例ではなく、廃棄物処理法が適用されます。
1-13	定義 (2条)	取引先からインゴットで製品を製造する際に発生する不良品を引き取り、その不良品でインゴットを製造している。取引先には引き取った不良品と同量のインゴットを納めている。取引先からは加工賃を受け取っている。この事業は許可は必要か。	取引先から買い取るのではなく、加工賃を受け取っているということですので、廃棄物の処分に該当するかの検討が必要です。これまでの例では、そのままでは廃棄物とみなされる物を、所有者が他者に加工業務のみを委託し、所有者に全量納品するようなケースは廃棄物処理にあたらないとした事例があります。ご質問の事業については、引き取る不良品が廃棄物に該当するか、受託しているのが加工業務のみか等の確認が必要ですので、まずは廃棄物処理法の適用について産業廃棄物指導課に確認をお願いします。 その上で、ご質問の事業が廃棄物処理に当たらない場合は、No.1-8の回答のとおり、特定再生資源を溶融し、インゴットを製造する事業は、許可は不要です。
1-14	定義 (2条)	リユースのために輸出用の自転車を保管している場合、この条例の対象か。	条例第2条第1項第1号、第2号いずれにも該当しなければ、この条例の対象外です。 リユース品については、本来の用途(自転車であれば乗り物として使うこと)が継続していれば、「使用を終了し」たものとはみなされません。 なお、自転車の保管については埼玉県警察所管の「埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例」の対象となる場合があります。
1-15	定義 (2条)	リユース品であると事業者が自己申告すれば、対象外になるのか。	引渡し先での利用の実態等を確認し、個別に判断することになります。 リユース品の確認は、売却先の事業内容や取引関係の書類を参考にを行います。 取引先で製品として使用せず、さらに転売している場合は、転売先を確認します。
1-16	定義 (2条)	古物商の許可を受けて、中古品の農機具や工場機械を買い取り、分解して部品ごとに修理用等として販売している。 これは特定再生資源に該当しないということでしょうか。	ご質問の事業については、販売しているのは「機械部品」という製品であり、「使用を終了」していないため、本条例の対象である特定再生資源には該当しません。

1-17	定義 (2条)	店頭でペットボトルや空缶を回収しているが条例の対象となるか。なお、当該業者はペットボトルや空き缶を製造の資材として使っているものではない。 ① 無償で回収している場合 ② ポイントを付与して回収している場合	①無償で回収しているペットボトルや空缶は廃棄物に該当しますので、廃棄物処理法の対象となります。 ②ポイントを付与して回収しているペットボトルや空缶は有価物に該当します。使用を終了し収集されているため、特定再生資源に該当します。 回収BOXから取り出したペットボトルや空缶を屋外に保管している場合は、条例の対象となります。ただし、回収BOXや物置などが、No.1-21の「屋内保管」相当となる場合には対象外です。
1-18	定義 (2条)	自動販売機のベンダー等は、自動販売機横に設置されたゴミ箱から飲料容器の回収後、自社の営業所まで持ち帰り、保管するケースが見られる。その後、有価物として売却している場合、保管業として規制するのか。	ベンダーが回収したペットボトル等はベンダーの事業活動に伴い排出された廃棄物ですので、この条例の対象外です。
1-19	定義 (2条)	オフィス等で発生する事業系一般廃棄物である可燃物と併せて空き缶等の飲料容器も同時に回収している。 可燃物は清掃センター直接運び込むが、少量の飲料容器入りのごみ袋を駐車場で保管し、資源物として売却している。この場合、この条例が規定する保管業とみなすのか、無許可の積替え保管とするのか。	空き缶等の飲料容器が廃棄物に該当する場合は、この条例の対象外です。廃棄物処理法に則した対応をお願いします。 有価で収集している場合は、条例第2条第1項第2号の「収集された金属等」に該当し「特定再生資源」にあたるため、条例第8条第1項により許可が必要となる場合があります。
1-20	定義 (2条)	以下の屋外保管は条例の対象となるか。 ① 自治体から委託されて空缶やペットボトルを収集している。 ② マンションの管理組合等と個別に契約し、集合住宅のゴミ箱から空缶やペットボトルを収集している。 ③ 年数回、自治会による大規模回収による空き缶やペットボトルなどを回収している。これは自治体から委託されたものではない。	① 自治体が収集を委託するのは一般廃棄物と考えられるため、条例の対象外です。 ② マンションの管理組合から有価物を収集しているのであれば、条例の対象です。 ③ ②と同様、有価物を収集していると考えられるため、条例の対象です。
1-21	定義 (2条)	保管場所の側面3方向に壁があり、屋根がある場合は、屋内、屋外どちらに該当するか。	条例第2条第2項より、屋外とは「屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物の外をいう。」とされています。 屋内保管となる建造物は、形状が以下を満たしている場合に該当します。 ・屋根があること ・壁により保管場所の三方が囲まれ、残り一方にシャッター等がある構造、またはそれと同等と見なせるものであること。 ・屋根及び壁は容易に移動できないものであること。 ・壁は強固なものであって、保管場所の床面及び屋根と完全に接し、かつ床面に固定されているもので、密閉構造があること。 ただし、壁や屋根に開口部や隙間等がある場合であっても、以下の条件を満たす場合には、屋内とみなします。 ①横殴りの雨でも侵入を防ぐことができる屋根及び壁等が設けられていること。 ②周囲から保管場所内に水が流れ込まない構造であること。 壁が三方にあり、残り一方にシャッター等がない場合は、原則屋外となります。 なお、シャッター以外のものとして、残り一方に横殴りの雨でも雨水の侵入を防ぐことができる状態で設置されている不浸透性シート等があれば、屋内とみなします。
1-22	定義 (2条)	夜間は屋内で保管し、日中は選別作業のため外に出す業態は対象か。環境管理事務所が立入してもそのように説明して条例から逃れようとする業者が現れるのではないか。	一時的に屋外に置く場合は対象外ですが、反復継続等の程度により、一時的でないと判断される場合は対象となります。また、作業時間外で放置している場合は保管とみなします 違反が疑われる事業者の情報があれば、管轄の環境管理事務所にお寄せください。
1-23	定義 (2条)	敷地内で屋内保管と屋外保管の両方がある。条例の対象となるのはどの範囲か。	許可・届出の対象となるのは屋外保管の部分に限られます。
2-1	住民への周知 (7条)	工業専用地域に立地している場合は、説明会の範囲はどこまでか。	用途地域に関係なく、説明会の範囲は特定再生資源屋外保管事業場の敷地境界線からの水平距離が300m以内の区域です。
3-1	特定再生資源屋外保管業の許可 (8条)	建物付きの土地で100平方メートルを超えるが、建物のある部分の面積を除くと100平方メートル以下となる場合、許可は必要か。	敷地面積には建物のある部分も含まれますので、許可が必要となります。
3-2	特定再生資源屋外保管業の許可 (8条)	敷地面積が100平方メートル以下の2つの土地が道路により隔てられており、それらを合計すると100平方メートルを超える場合、許可は必要か。	条例8条より、「敷地が隣接する特定再生資源屋外保管事業場にあつては、その敷地が隣接する特定再生資源屋外保管事業場の各敷地面積の合計が100平方メートルを超える場合」に許可が必要となります。 「隣接」している場合であるため、道路により隔てられている場合は該当せず、許可は不要となります。 なお、道路は土地登記の地目が「公衆用道路」となっている必要があります。
3-3	特定再生資源屋外保管業の許可 (8条)	事務所や駐車場は敷地の範囲に含まれるのか。	敷地については、廃棄物処理法と同様に、事業の用に供する施設が存する土地と考えます。一般的に、契約書や台帳を保管している事務所については、事業地に含まれます。駐車場については、囲いの外側にあって特定再生資源を取り扱わない(積み降ろしは行わない)場合は、事業地に含まれません。具体的には個々の事例に応じて判断します。
4-1	許可の基準(保管の基準) (9条1項)	50%勾配について確認したい。置場の幅の半分が高さということか。	50%勾配とは、勾配の水平距離に対する垂直距離の比が2:1という意味です。 なお、保管物の高さに関してはこのQ&Aの末尾に図を掲載いたしますのでご確認ください。
4-2	許可の基準(保管の基準) (9条1項)	圧縮処理した後の金属は、直立するので50%勾配は適用されないと解して良いか。	ダイス状であれば直立していると解釈し、容器保管と同様と判断します。
4-3	許可の基準(保管の基準) (9条1項)	ペットボトル、空き缶を隣同士で置いてもよいか。	保管場所ごとに2m離すか、仕切りが必要となります。
4-4	許可の基準(保管の基準) (9条1項)	容器や直立するものにパレットは含まれるか。	安定して保管できるのであれば、パレットは容器や直立するものに含まれます。
4-5	許可の基準(保管の基準) (9条1項)	特定再生資源に該当するパレットを積み上げて保管する場合は、50%勾配は必要ないか。	積み上げたパレットが崩れる可能性があれば、50%勾配をつけて保管する必要があります。
4-6	許可の基準(保管の基準) (9条1項)	フレコンを容器として認めるか。	安定して立つ場合は容器による保管と考えます。そのため、フレコンバッグは中身が詰まった状態である等、常に安定して立つ状態にしている必要があります。
4-7	許可の基準(保管の基準) (9条1項)	コンテナに金属を保管しているが、コンテナは「保管場所の周囲の囲い」と解釈できるか。	「保管場所の周囲の囲い」とは事業所全体の周囲の囲いを指します。そのため、コンテナは該当しません。
4-8	許可の基準(保管の基準) (9条1項)	延焼防止の仕切りはフェンスでもよいか。	一般にフェンスには延焼防止の効果はないため、延焼防止の仕切りとは認められません。
4-9	許可の基準(保管の基準) (9条1項)	火災の延焼を防ぐ仕切りがない場合での、隣接する保管物との間隔は2m以上必要である旨が規定されている。条例の定義から、保管物には廃棄物、有害使用済機器は含まれないと思われる。従って、当該条例の保管物と有害使用済機器や廃棄物は、延焼を防ぐ仕切りなしで2m未満での間隔で保管してよいのか。	特定再生資源を廃棄物、有害使用済機器と2m以上の間隔を設けずに保管をすると、火災の延焼を防ぐことができず、条例の目的である県民の生活の安全を図ることができませんので、認められません。なお、廃棄物処理法においても、有害使用済機器の保管の単位の間隔について同様に規定されています。

4-10	許可の基準(保管の基準) (9条1項)	金属コンテナやボックスカルバートに保管物を入れてあれば延焼防止の仕切と認められるか。 ① 高さ1.6m程度のコンテナ(蓋つき、蓋なし) ② 高さ3～4m程度のコンテナ(蓋つき、蓋なし)	延焼防止の仕切については、高さや密閉性の規定はありません。金属等の不燃性の材質のコンテナであれば、高さ、蓋の有無にかかわらず延焼防止の仕切と考えます。 そのため①、②いずれも仕切としては適当と認められます。
5-1	許可の基準(事業場の基準) (9条1項2号)	囲いの最低高さはあるか。	囲いについては、具体的な高さ規定はありませんが、廃掃法の規定と同様、容易に人が立ち入れないようなものである必要があります。 なお、保管物の高さについては、保管基準において、直接負荷部分のある囲いの高さから50cm低くする必要があります。
5-2	許可の基準(事業場の基準) (9条1項2号)	敷地周辺を保管物が入ったコンテナやボックスカルバートで囲っていれば、保管場所周辺の囲いと解釈できるか。	No.5-1の回答のとおり、容易に人が立ち入れないようなものであれば、保管場所の周囲の囲いと解釈することも可能です。 ただし、コンテナ等を移動することにより、保管場所の周囲の囲いがなくなると基準を満たさなくなることから、その場合はすみやかに別のコンテナ等を設置する必要があります。
5-3	許可の基準(事業場の基準) (9条1項2号)	事業場の隣接者が設置したブロック塀等を自らの事業場の囲いとみなすことは可能か。	条例9条1項2号口の「保管の場所の周囲に囲いが設けられていること」について、囲いの設置者を限定する規定はありませんので、事業場の囲いとみなすことは可能です。他人が設置したものであるため、設置者の了解を得た上で申請書類等への記載をお願いします。ブロック塀が撤去された場合には囲いの基準を満たさなくなるため、すみやかに囲いを設置する必要があります。
5-4	許可の基準(事業場の基準) (9条1項2号)	条例対象となる金属を駐車場に設置しているコンテナに保管している。駐車場全体としては100㎡以上だが、コンテナは8～10台程度で20㎡程度。 特定再生資源を扱っている面積の割合はかなり少ないが、この場合でも駐車場の周りに囲いを設けないといけないのか。それとも、コンテナ保管の周りに囲いを設けるのか。	事業場の周囲に囲いがあることが必要であるため、駐車場が事業場の敷地面積に含まれる場合は、駐車場の周りを囲うこととなります。 敷地は、事業の用に供する施設の存する土地であり、一般的に駐車場については、囲いの外側にあって特定再生資源を取り扱わない(積み降ろしは行わない)場合は、事業場に含まれません。ご質問の事業の敷地面積に駐車場が含まれるかどうかは、具体的な状況により判断します
5-5	許可の基準(事業場の基準) (9条1項2号)	保管の場所の周囲に設ける囲いについて、囲いに直接荷重がかかる場合は構造耐力の基準があるが、荷重がかからない場合には、何か基準があるのか。	直接荷重がかからない場合の囲いについての特段の基準はありません。ただし、適正な保管を行うため、容易に外部から侵入されないよう囲われている必要はあります。 なお、事業場全体が容易に外部から侵入されない囲いで囲われている場合に、事業場の内部の個々の保管場所を、さらに外部から侵入されない囲いで囲う必要はありません(擁壁やフェンス等がない場合の保管場所の周囲の囲いとしては、ライン引き等が想定されます)。
5-6	許可の基準(事業場の基準) (9条1項2号)	汚水対策を講じる範囲が不明確。そもそも「汚水」とは何か。雨水も汚水なのか。	原則、雨水が保管物に触れたものは一般的に汚水と考えます。ただし、届出書や申請書に汚水の発生の有無やその根拠を記載する部分があり、そこで汚水の発生の有無を説明して頂き、その妥当性を判断します。 例えば、保管をする特定再生資源が建物の解体に伴って発生した鉄骨材等の金属スクラップや雨水管として使用されていた塩ビパイプ等のプラスチック類のみである場合、汚水は発生しないと考えられます。 一方、飲料の容器として使用されていた空缶、ペットボトルは十分に洗浄されていることが保証できなければ、汚水の発生の可能性があるものと考えられます。また、機械部品として使用されていた金属スクラップは、潤滑油等の油が付着していないことが保証できなければ、汚水の発生の可能性のあるものと考えられます。 なお、雑品スクラップについては、雨水が触れることによって汚水や油の流出が生じる可能性が高く、汚水対策が必要であると考えます。
5-7	許可の基準(事業場の基準) (9条1項2号)	底面を不浸透性の材料で覆う必要があるのは、事業場全体か。	条例第9条第1項第2号ハより、「保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれがある場合」に「保管等の場所の底面が」不浸透性の材料で覆われている必要があります。 従って、事業場全体である必要はありません。
5-8	許可の基準(事業場の基準) (9条1項2号)	底面を不浸透性の材料で覆うことと、油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備が設けられていることは、いずれか一方を講じていればよいのか。	条例第9条第1項第2号ハより、どちらも講じる必要があります。
5-9	許可の基準(事業場の基準) (9条1項2号)	不浸透性の材料とは。具体的な材料の指定はあるか。アスファルトではどうか。	具体的な材料の指定はありません。不浸透性であることが確認できることが必要です。 代表的な不浸透性の材料はコンクリート、モルタル、タイル、石材で、材料に隙間がある場合はコーキング等で浸透防止措置されている必要があります。 ご質問のアスファルトには透水性のあるものもあるため、不浸透性であることを明らかにする必要があります。
5-10	許可の基準(事業場の基準) (9条1項2号)	鉄板を敷設し、鉄板の隙間を溶接している場合は、不浸透性の床面として認められるか。	措置の内容を審査して、不浸透であることの妥当性を説明してもらえれば認められます。
5-11	許可の基準(事業場の基準) (9条1項2号)	既存の事業者だが、既に床面が何かしらで覆われているものの、材料が不明である。更新許可は可能か。	地下に浸透しないものであるか確認できることが必要ですが、具体的な材料名が特定されないことだけをもって、敷き直しを求めるものではありません。 申請資料や現地確認において、不浸透性を確認できるよう、ご準備をお願いします。 不浸透性の証明方法としては、例えば床に実際に散水した結果を記録し、写真撮影する等が考えられます。
5-12	許可の基準(事業場の基準) (9条1項2号)	鉄箱などの容器のみを用いて保管する場合も床を不浸透性のものにする必要はあるのか。	鉄箱での保管により、汚水・油の流出、浸透が無いことが説明できれば、床面を不浸透性の材料で覆うことは不要です。
5-13	許可の基準(事業場の基準) (9条1項2号)	油水分離槽は、コンテナ保管の場合も必要か。	届出書や申請書では、「汚水・油の流出、浸透の有無とその理由」を記載することとしています。 コンテナ保管により、汚水・油の流出、浸透が無いことが説明できれば、油水分離槽の設置は不要です。
5-14	許可の基準(事業場の基準) (9条1項2号)	油水分離槽を通った放流水の水質は数値の基準があるのか。	この条例に水質の基準はありませんが、他法令の基準を遵守する必要があります。
5-15	許可の基準(事業場の基準) (9条1項2号)	油水分離槽を設置し汚水を放流する予定だが、事業地外に道路側溝などが無い。どこに放流すればよいのか。市町村に確認すればいいのか。それとも溜めますでいいのか。	放流の可否については、地元市町村や放流先管理者等に御相談をお願いします。放流先がない場合には、汚水や油が敷地外に流出あるいは地下浸透するの無いう、溜めますや排水溝等により排水を適切に管理してください。
6-1	変更の許可等 (12条)	破碎等の用に供する設備を入れ替える場合は、変更許可になるのか、変更届になるのか。	規則第12条第3項より、設備の入替えにより能力が増大する場合は変更許可、そうでなければ変更届になります。
7-1	台帳の作成及び保存 (17条)	台帳に記載する要件を満たした伝票を束ねることで代用してもよいのか。	代用してもかまいません。
7-2	台帳の作成及び保存 (17条)	個人から買い取った場合、どこまで個人名を特定する必要があるか。警察からは運転免許証等で身元を確認するよう言われている。	取引先を台帳に記載する必要があり、個人の場合でも氏名等を確認してください。ただし、あくまでも県民の生活の安全の確保と環境環境の保全が目的の条例であり、盗品対策のように運転免許証等での厳格な身元確認まで求める趣旨ではありません。
7-3	台帳の作成及び保存 (17条)	台帳を「閉鎖」しなければならない、とは、具体的にどのような作業をすることか。	台帳が電子データである場合は、1年ごとに別のファイルにしてください。台帳が紙である場合は、1年ごとに別のファイルに綴ってください。
8-1	現場責任者 (18条)	現場責任者が外国語しか話せない場合は、県としてどのように指導していくのか。	現場責任者は、条例第8条第2項第7号及び規則第6条第5号の規定により、申請書に連絡先を記載することから、現場責任者が危機管理対策を行うことも想定しており、何かあったときに対応できるものを選任することになるため、原則は意思疎通が可能なる者を選任していることとなります。 必要に応じて翻訳ツールや外国語のパンフレットを用い、適切に指導していきます。
9-1	適用除外 (31条)	自動車を中古で買ってきて、分解して保管する場合は条例の対象となるか。	使用済自動車でないものを、部品として使用するために分解し保管する場合、部品は使用を終了していないため、特定再生資源に該当しません。そのため、条例の対象外です。部品としてではなく、資源として売却する場合は、条例の対象となります。 一方、使用済自動車の解体は自動車リサイクル法の対象となりますので、同法の許可事業地内での保管は条例では対象外です。ご質問の行為を行う場合は同法の許可を受けてください。 なお、解体後の部品等が特定再生資源に該当し、かつ同法の許可事業地外で保管する場合は、条例の対象となります。

9-2	適用除外 (31条)	産業廃棄物の中間処分業を行っているが、その場合もこの条例の許可は必要か。	中間処分業、収集運搬業の許可事業地内で行う特定再生資源屋外保管は条例の対象外となりますので、許可は不要です。その他の事業場で、特定再生資源を屋外保管している場合には、許可が必要となります。
9-3	適用除外 (31条)	再生事業者の登録業者はこの条例の許可は必要か。	再生事業者の登録を受けていることをもってこの条例の許可が不要となるものではありません。扱っているのが廃棄物のみであれば、この条例の許可は不要ですが、特定再生資源を扱っている場合は、許可が必要です。
10-1	市町村条例との関係 (32条)	さいたま市や越谷市内に事業場を有している場合、市と県の両方の許可が必要となるのか。	条例32条より、さいたま市と越谷市内の事業場については、県の条例は適用されません。そのため、市の許可のみで構いません。
11-1	経過措置 (附則2条)	令和7年1月1日時点で、囲いの建設には着手しているが営業は始まっていない場合、みなしとなるのか。	営業の実態が必要であり、新規許可の対象となります。
11-2	経過措置 (附則2条)	保管場所が複数ある場合は全て届け出るのか。掲示も必要か。	1つの営業届出で、複数の事業場について届出することが可能です。保管場所の掲示はそれぞれの事業場に必要です。
11-3	経過措置 (附則2条)	現状は金属しか扱っていないが、将来的にプラや雑品も扱うということで3品目まとめて営業届出を行ってよいか。	営業届出に記載する内容は条例施行の際に現に行っている事業に限ります。令和6年12月31日時点で金属スクラップしか扱っていないのであれば、その他の品目についての届出は行えません。
11-4	経過措置 (附則2条)	営業届の提出期限が令和7年6月30日までというのは、補正完了までを含めるか。	届出は受理した日(収受印が押された日)になされたものと考えます。ただし、受理後も補正や立入等の必要な指導は引き続き行います。
11-5	経過措置 (附則2条)	営業届出には住民説明会の資料を添付する必要はあるか。	営業届提出のために住民説明会を実施する必要はありません。従って、添付は不要です。
11-6	経過措置 (附則2条)	従前の事業者に対し、保管場所の周囲の囲いに直接荷重がかかる場合の構造耐力の基準は、更新許可の際にも適用されないということでしょうか。変更許可のときはどうか。	条例附則第2条第4項より、営業届を提出した「従前の特定再生資源屋外保管業者がこの条例の施行の際現に使用している特定再生資源屋外保管事業場」については、構造耐力の基準は適用されません。この経過措置に期限はないため、更新許可後も有効です。一方、変更許可については、同項の「当該従前の特定再生資源屋外保管業者が第12条第1項の許可を受けた場合を除く」という規定があり、変更許可申請時には、構造耐力の基準を満たしている必要があります。
11-7	経過措置 (附則2条)	営業届出時には囲いの基準や床面、油水分離装置の基準はかからないが、基準を満たしていない囲いや設備については届出書に記載する内容はどんなものになるか。	営業届出書には、現状を記載してください。保管基準は6か月、構造基準は5年間は適用されないため、この期間内に、営業届提出時には基準を満たしていなかった事項について満たすよう変更した旨の変更届の提出が必要となります。
11-8	経過措置 (附則2条)	従前の事業者に対し、保管場所の床面や油水分離装置等の基準は5年間は適用されないということだが、変更許可の際も適用されないということでしょうか。	条例附則第2条第5項には、変更許可を受けた場合の規定がないため、施行日から5年間は、変更許可時にも床面や油水分離槽等の基準は適用されません。なお、保管場所の周囲の囲いに直接荷重がかかる場合の構造基準は、No.11-6の回答のとおり、変更許可申請時には適用されます。
11-9	経過措置 (附則2条)	みなし許可業者が今後油水分離槽を設置する場合は変更許可の手続きが必要か。	油水分離槽の設置により標準作業書の変更を要しますが、生活環境保全上、より良くなる方向の変更のため、変更許可は不要です。変更届を提出してください。
11-10	経過措置 (附則2条)	令和7年1月1日～6月30日の期間に変更があった場合は変更届や変更許可手続きが必要になるか。	令和7年1月1日以降の変更については、変更届や変更許可手続きが必要になります。
11-11	経過措置 (附則2条)	令和7年7月1日以降に、破碎機の入替えを予定している。変更許可に該当するか。	設置場所の変更・能力の増大があれば、変更許可に該当します。
11-12	経過措置 (附則2条)	敷地内に違法建築の建物がある。届出は受け取ってもらえるか。	この条例は生活環境の保全等が趣旨であるため、敷地内の建築物が違反であるか否かを審査する基準はありません。そのため届出をすることは可能です。ただし、建築担当部局から改善や建物の除却等の指導や命令がなされた結果、この条例の基準を満たさなくなる場合には、この条例に基づいて指導や処分を行います。このことは農地法、消防法等の他法令においても同じです。
12-1	その他	申請書や届出書に添付する図面の精度はどの程度を求めるか。	事業場の平面図については施設や保管場所の位置や寸法が記載された概要図を想定しています。縮尺を揃えた、CAD等で作図された図面等の作成までは求めています。施設の構造を表す図面については、破碎機であれば、歯の大きさなどが分かるメーカー作製のものがが必要です。
12-2	その他	中国製の機械で図面がない場合、茨城県では写真の提出を認めているが、埼玉県はどうか。	破碎等の設備の各部分の大きさをメジャー等により計測している写真やその測定結果の写真、構造が明らかになるような写真(破碎機であれば、歯の大きさや形状がわかるもの)等、図面の記載事項と同程度の写真であれば、提出を認めます。
12-3	その他	届出受理は、電子申請や郵送は可能か。	確認事項が多いことが想定されるため、郵送は不可とします。書面を窓口に出してください。
12-4	その他	各手続きの標準処理期間はどのくらいか。	新規許可申請、変更許可申請の標準処理期間は63日です。更新許可申請の標準処理期間は43日です。
12-5	その他	外国語で記載された書類の扱いはどうなるのか	添付書類として外国語で記載された書類を提出する場合は、日本語の訳文も併せて添付してください。なお、申請書類は日本語で記載してください。
12-6	その他	事業所の敷地が複数の環境管理事務所にまたがる場合、どちらの事務所が所管となるか。	本店や主要な営業所等、主たる事業場を管轄する事務所が所管となります。主たる事業場がない場合は、どちらの事務所に提出してもかまいません。
12-7	その他	新規・変更許可の手続きにおいて、事前協議の中で県が市町村に意見照会をするとのことだが、建築確認を受けていないプレハブの取扱いは。	新規・変更許可申請の事前協議の際に市町村に照会する場合、違反建築についての是正指導は建築担当部局が行います。この条例に基づき是正措置を求めることはしません。ただ、違反建築の建物として建築担当部局から指導や命令がなされた結果、この条例の基準を満たさなくなる場合には、この条例に基づいて指導や処分を行います。
12-8	その他	営業届出を提出しない者への対処はどうか。	営業届出を提出しない者については、令和7年7月1日以降は無許可営業に該当しますので、適切に対処していきます。